

自動販売機の表示基準実施要領

1 基準制定の主旨

近年、私たちのまわりで食品を提供する自動販売機の普及は目覚ましく、また、取り扱われる商品も多種多様になってきている。

しかし、依然として商品の内容がわからない、商品が出ない、つり銭がでない等のトラブルが絶えない状況にある。

そこで、川崎市ではこれらの適正化を図り商品選択の自由を確保するため、自動販売機により食品を提供する事業者が当該自動販売機に表示すべき事項を、川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例（昭和 49 年 10 月 8 日条例第 53 号）に基づいて自動販売機の表示基準（昭和 53 年 11 月 1 日施行）として定めたものである。

2 基準の内容

○ 「めん類」、「ハンバーガー」、「弁当類」及び「シューマイ」を販売する自動販売機については、原材料名、製造年月日、内容量等を自動販売機の見やすい箇所に表示するよう規定した。

○ 食品衛生法に基づく営業の許可を必要としない食品を販売する自動販売機であって管理者の常駐していない自動販売機については、管理者の住所、氏名等を自動販売機の見やすい箇所に表示するよう規定した。

（1）表示義務者

川崎市内で対象食品を自動販売機により提供する事業者が対象となる。

ただし、特定の人が利用する事務所、事業所、学校等の厚生施設に設置された自動販売機により対象食品を提供する事業者には適用しない。

（2）適用範囲

次の食品を提供する自動販売機にこの基準は適用する。

ア めん類

うどん、そば、中華そば、やきそば、スパゲッティ等自動販売機の中で加温され直ちに食用に供されるものに限る。

イ ハンバーガー

自動販売機の中で加温され直ちに食用に供されるものに限る。

ウ 弁当類

弁当、天井、カレーライス、ハヤシライス、中華ライス、赤飯、チャーハン、ピラフ、お茶漬等米飯を主原料にしたもので直ちに食用に供されるものに限る。

エ シューマイ

直ちに食用に供されるものに限る。

オ その他の加工食品

(ア) びん詰及びびかん詰の清涼飲料水

(イ) 菓子類、珍味類等

(3) 表示すべき事項

ア 主な原材料名

当該食品に占める重量の割合の多いものから順に最も一般的な名称で「米飯」、
「ゆでめん」、「豚肉」、「油揚げ」等と表示すること。

イ 内容量

グラムの単位で単位を明記して表示すること。ただし、めん類にあつては、「めん」のみの重量とする。

<例> ○○g、○○g、○○グラム

ウ 製造年月日

めん類にあつては、「めん」の製造年月日を表示すること。

ハンバーガー及びシューマイにあつては、その食品自体が製品として完成された年月日を表示すること。

エ 製造日時

米飯の調整日時を表示すること。

オ 管理者の住所、氏名及び電話番号

食品の衛生管理、利用者からの苦情処理等ができる管理当事者の住所、氏名及び電話番号を表示すること。ただし、**管理者が常駐**している場合は省略してもよい。

<注> 管理者の常駐

当該自動販売機により提供する食品の衛生管理、利用者からの苦情処理等ができる管理当事者（管理者）が、当該自動販売機の設置場所に常に駐在している状態をいう。

(4) 表示に際し遵守すべき事項

ア 表示すべき事項は、自動販売機正面の見やすい箇所に地色と対象的な色で表示すること。

イ 表示に用いる文字は、自動販売機の大きさなどを考慮してできる限り大きな文字（日本産業規格 14 ポイントの活字以上）を使うことが望ましい。

ウ 使用筆記用具は、鮮明に読める状態を確保するために、油性インクボールペン、即乾性のマジックペン又は不滅インクスタンプを使用したゴム印等が望ましい。

別表第3（第3条の4関係）

自動販売機の表示

自動販売機により提供される食品	表示すべき事項	表示の方法等
1 めん類(うどん、そば、中華そば、やきそば、スパゲッティ等で、自動販売機の中で加温され直ちに食用に供されるものに限る。)	(1) 主な原材料名 (2) 内容量(めんのみ重量) (3) 製造年月日(めん製造年月日)	(1) 主な原材料名 は、食品に占める重量の割合の多いものから順に最も一般的な名称で表示すること。ただし、次の場合にあっては、その表示を省略することができる。 ア 弁当類及びめん類については、写真(カラー写真に限る。)又は現物見本による表示をするとき。 イ 自動販売機の外側から当該食品の中身が見える自動販売機又は包装に付けられた主な原材料名の表示が容易に識別できる自動販売機により販売するとき。
2 ハンバーガー(自動販売機の中で加温され直ちに食用に供されるものに限る。)	(1) 主な原材料名 (2) 内容量 (3) 製造年月日	(2) 内容量 は、内容重量をグラム単位で単位を明記して表示すること。ただし、自動販売機の外側から当該食品の中身が見える自動販売機又は包装に付けられた内容量の表示が容易に識別できる自動販売機により販売するときは、その表示を省略することができる。
3 弁当類(米飯を主原料にしたもので直ちに食用に供されるものに限る。)	(1) 主な原材料名 (2) 内容量 (3) 製造日時(冷蔵式のものにあっては製造年月日) (4) 自動販売機の管理者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)並びにその電話番号	(3) 製造日時 は、次のアの例に準じて表示すること。ただし、2以上の異なる製造日時のものを同時に収納する場合は、次のイの例に準じて表示することができる。 ア 1日6時 製造 イ この自動販売機に収納されている商品は、製造時から3時間以内のものである。 (4) 製造年月日 は、次のアからウまでのいずれかの例に準じて表示すること。ただし、2以上の異なる製造年月日のものを同時に収納する場合は、次のエからキまでのいずれかの例に準じて表示することができる。
4 シューマイ(直ちに食用に供されるものに限る。)	(1) 主な原材料名 (2) 内容量 (3) 製造年月日 (4) 自動販売機の管理者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)並びにその電話番号	ア 製造年月日 昭和53年5月1日 イ 53. 5. 1 製造 ウ 1978. 5. 1 製造 エ 製造年月日 昭和53年5月1日から昭和53年5月5日 オ 製造 53. 5. 1から53. 5. 5 カ 1978. 5. 1～1978. 5. 5 製造 キ この自動販売機に収納されている商品は、製造日から2日以内のものである。
5 1から4までに掲げる食品以外の食品 (食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業の許可を受けた自動販売機により提供されるもの及び管理者が常駐し管理している自動販売機により提供されるものを除く。)	(1) 自動販売機の管理者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)並びにその電話番号	(5) 冷凍食品及びレトルトパウチ食品並びに自動販売機の外側から当該食品の包装に付けられた製造日時又は製造年月日の表示が容易に識別できる自動販売機により販売するときは、第3号及び前号の表示を省略することができる。
<p>表示に際し遵守すべき事項 表示すべき事項は、自動販売機正面の見やすい箇所に地色と対照的な色で表示すること。</p>		